

2026 年 9 月 10 日

各 位

株式会社 みなと銀行

公益財団法人公益推進協会との遺贈寄付に関する協定締結について

りそなグループのみなと銀行(社長 持丸 秀樹)は、円滑な遺贈寄付※を実現するため、公益財団法人公益推進協会と「遺言信託を利用した遺贈等に関する協定書」を締結しました。

当社は、兵庫県内に本店を置く信託兼営金融機関として、遺言信託などの機能を活用し、お客さまの想いの実現や次世代への資産承継を支えています。

※ 寄付の意思を持つ個人が、遺言書により特定の団体等に寄付する意思を示し、お亡くなりになられた後、遺言書の内容に沿って財産を寄付すること

近年、少子高齢化の進展や単身世帯の増加を背景に、遺贈寄付に対するニーズが高まっています。一方で換金が難しい財産については、寄付が困難なケースも多く、お客さまの「想い」に添えないことも想定されることから当社は不動産などの換金の難しい財産も含む遺贈寄付の取り扱いに実績を持つ公益財団法人公益推進協会と連携を強化し、自身の財産を「社会のために役立てたい」という想いを実現するための支援体制を構築してまいります。

今後も地域金融機関として、お客さまの想いに沿った資産承継を実現するとともに、地域の社会課題解決に貢献してまいります。

【協定の概要】

協定の名称

「遺言信託を利用した遺贈等に関する協定書」

締結日

2026 年 9 月 10 日(木)

主な協定内容

遺言信託の利用を希望する希望者に対して遺言信託の説明を行い、遺言信託を利用した遺贈または相続財産からの寄付等に関する相談に応じる中で、公益財団法人公益推進協会を紹介することができる

以上